

令和5年度 第3回石巻市DX推進本部会議要旨

日時：令和5年8月25日（金）
午後3時10分～午後3時40分
会場：庁議室

[審議事項]

1 地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進に向けた対応について

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（以下「標準化法」という。）に基づき、地方公共団体は標準化基準に適合したシステム（以下「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられ、さらに、そのシステムについては、ガバメントクラウド（※1）を利用することが努力義務とされ、標準化法に基づく国の基本方針では、標準準拠システムへの移行期限が令和7年度までとされた。

※1 ガバメントクラウド

デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が調達するクラウド環境のこと。

総務省では、全ての地方公共団体が期限までに移行が完了するために地方公共団体の進捗状況を毎月調査しており、さらに本年5月、デジタル庁及び総務省から「地方公共団体情報システムの統一・標準化に向けた取組の一層の推進等について」が発出され、本年度の標準化に係る作業目標と具体的な作業の完了時期として、「Fit&Gap 分析（現行システムと標準準拠システムと仕様の差の分析）による課題の洗い出し」が令和5年9月末まで、「ベンダ（※2）の選定・決定」が令和6年3月末までと具体的に示されたところである。

本市における「Fit&Gap 分析による課題の洗い出し」や「ベンダの選定・決定」に必要な情報収集（RFI（情報提供依頼））の進捗状況は、標準化対象20業務ほぼ全てで完了せず、国が示すスケジュールに照らした場合、作業が遅延している状況となっている。

※2 ベンダ

ハードウェアやソフトウェア等の製品やサービスに責任を持つ事業者のこと。

特に「Fit&Gap 分析による課題の洗い出し」の結果が判明しない限り、システム移行に際し、予算が伴う業務がどれだけ必要になるかも判明しないため、予算要求のための精度の高い見積もりをベンダから取得することもできず、令和6年度当初予算に経費を措置する必要がある場合は、支障が生じることが想定される。

作業遅延の背景としては、システムの調達事務に詳しくないまたは慣れていない職員がほとんどであり、通常業務も行いながら慣れない作業を行っていることが原因と考えられることから、進捗管理を行う ICT 総合推進課では、システムの更新や調達事務に詳しくないまたは慣れていない職員が移行作業に取り組みやすくするため、宮城県が実施する市町村 DX 推進支援事業を活用し、国が示す標準化作業に係る手順書よりさらに踏み込んで、本市における作業内容の具体化や定型化、作業を進めるうえでの基本的な考え方の整理に取り組むこととした。

これまで担当課が個別に検討するとしていた「ガバメントクラウドの利用」及び「システムベンダの選定・決定」について、基本的な考え方を整理することで、担当課の作業負担軽減と標準準拠システムへの移行作業の円滑化を図ることとするもの。

(1) 主な内容

ア ガバメントクラウドのクラウドの利用に係る考え方の整理

本市における標準準拠システムの移行にあたっては、ガバメントクラウドを利用する。

ただし、移行時においてガバメントクラウドの利用が困難であるという明確な理由がある場合は、ガバメントクラウドの利用環境が整った段階で速やかにガバメントクラウドの利用を検討し移行するものとする。

イ ベンダの選定・決定に係る考え方の整理

本市におけるベンダの選定・決定にあたっては、RFI（情報提供依頼）を活用して収集した情報を分析し、令和7年度中に標準準拠システムへ移行するスケジュールに支障が出ないように、収集した情報の分析結果から選定・決定手法を合理的に判断する。

(2) 今後の予定

担当課において、国から示された作業目標及びスケジュールに沿う形で移行作業を進める。

2 「石巻市情報セキュリティポリシー」の改正について

本件は令和5年度第2回DX推進本部で既に審議をいただいているが、情報セキュリティインシデントの具体的定義がなされていないとの指摘があり、追加することが必要となった。

個人情報保護法に基づいた情報セキュリティインシデントを追加定義するもの。

(1) 主な内容

情報セキュリティインシデントを定義するため、以下を追加する。

石巻市情報セキュリティポリシー

第2章 情報セキュリティ対策基準

5 人的セキュリティ

(3) 事故、欠陥に対する報告

ア 職員等は、次の事項に該当する場合は、情報セキュリティインシデントとして取り扱い、速やかに対応しなければならない。

(ア) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）第2条に規定される事態

(イ) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に違反する事案又は違反のおそれのある事案

(ウ) 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第43条に規定される事態

(エ) 情報資産に対する攻撃やシステム障害が発生した場合又は攻撃が起こり得る情報を入手した場合

(オ) 情報資産の漏えい、盗難、毀損、滅失等

(カ) 書類等の紛失、盗難、誤送付等

(キ) その他CISOが情報セキュリティインシデントとして認める事案

(2) 今後の予定

令和5年9月 石巻市情報セキュリティポリシーの全部改正
(令和5年9月1日施行予定)

【その他】 特になし

以上